

宍粟市議会基本条例

平成 23 年 3 月 25 日条例第 20 号

改正 平成 23 年 9 月 6 日条例第 31 号

平成 24 年 12 月 25 日条例第 46 号

宍粟市議会は、憲法、地方自治法を遵守し、市の最高規範である宍粟市自治基本条例における議会の権限と役割に基づき、市民の直接選挙で選ばれた議員により構成され、同じく選挙で選ばれた宍粟市長とともに、双方が市民の意思を代弁する二元代表制の一翼を担う。

地方分権により、議会の権限が強化され、議事機関である議会は合議制の特性を最大限に活かし、多様な市民の意見や要望を市政に反映させていかななければならない。

市民に身近な議会及び議員の活動に必要な議会運営の基本的な事項を定めることによって、地方公共団体の意思決定機関としての議会の役割を明らかにし、その自立に対応できる議会改革を進めるため、ここに宍粟市議会基本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、主権者市民の代表機関である議会のあるべき基本理念を明らかにし、地方分権時代にふさわしい、市民に開かれた議会をめざし、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の責務)

第2条 議会は、この条例に定める理念及び活動原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守し、議会が言論の府であることを認識し、合議制の機関として市民の信託に応え、市政の発展に寄与することを責務とする。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、透明性、信頼性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市長その他市の執行機関（以下「執行機関」という。）の市政運営を的確に監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、執行機関に提案することにより、市民とともにまちづくりに取り組むこと。
- (4) 市民にとって分かりやすい言葉を使うなど、市民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政全般についての課題及び市民の意見や要望等を的確に把握するとともに、一部団体又は特定地域の個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 自己の能力を高めるため不断の研さんに努め、調査研究、政策立案及び政策提案を行い、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 高い倫理観を持ち、議員活動を最優先させること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員2人以上で構成し、政策の立案、決定、提言等に努めるものとする。
- 3 会派は、必要に応じて他の会派と調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者会議を開催することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、会派に所属しない議員の活動を制限するものではなく、議会は、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。

(市民と議会との関係)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、市民からの請願、陳情等を政策提案と位置づけ、真摯に受け止め協議し、必要な場合は文書により回答するものとする。
- 3 議会は、市民又は団体からの要請に応じ、議員と市民又は団体が自由に情報及び意見を交換するよう積極的に努めるものとする。
- 4 議会は、市民への報告と意見交換の場として、年1回以上、議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。
- 5 議会は、議員活動に対する市民の評価の参考となる情報の提供に努めるものとする。

(議会広報)

第7条 議会は、市政に係る重要な情報について、議会広報を通じて定期的に市民に周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、インターネット等多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努め、市民の意見、要望等を取り上げるものとする。

(議会及び議員と執行機関の関係)

第8条 議会は、執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、市政の執行状況を監視し、その評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議長から本会議及び委員会への出席を要請された執行機関は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に対して反問することができる。

3 議員は、会期中又は閉会中に関わらず、議長を経由して執行機関に対し文書により質問を行うことができる。この場合において、執行機関は文書により回答しなければならない。

(市長による政策等の形成過程の説明等)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、その政策水準を高めることに資するため、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等の背景

(2) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(3) 総合計画における根拠又は位置づけ

(4) 政策等に関する法令、条例等

(5) 財源措置

(6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案、執行における論点、争点を明らかにしなければならない。

3 議会は、執行後における政策評価について審議し、それを公表しなければならない。

(予算及び決算における政策説明資料の作成等)

第10条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、審査に付するに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別のわかりやすい政策説明資料の作成及び提出を求めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件等)

第11条 市政振興及び議決責任の役割を市長と分担する観点から、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想に基づく基本計画については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会の議決を必要とするものとする。

2 議会は、執行機関が策定しようとする重要な計画、策定された重要な計画等に対し、意見を述べることができる。

3 執行機関は、前項の意見を受けたときは、理由を付して計画の修正等の有無を文書その他これに準じる手法にて公表しなければならない。

(自由討議による合意形成)

第12条 議会は、議員相互の自由討議を中心に、論議を尽くして合意形成に努めるものとする。

(委員会)

第13条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会は、委員会の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 委員会の委員長は、市民の要請に応えるため、所管する委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。

4 委員会の委員長は、所管する委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない。

5 本会議だけでなく、委員会においても公開に努め、全てにおいて開かれた議会を目指す。

(政務活動費)

第14条 議員による政策立案又は提案等が確実に実行されるよう、別に定める条例に基づき、会派又は会派に属さない議員（以下「会派等」という。）に対し、政務活動費を交付するものとする。

2 会派等は、政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その用途の透明性を確保し、自ら説明責任を果たさなければならない。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

(議会図書室)

第17条 議会は議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図るとともに、市民及び職員の利用に供するものとする。

(議員政治倫理)

第18条 議員は、別に定める政治倫理に関する条例を遵守し、市民の代表として品位を損なう行為を慎み、またその地位を利用して不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員としてその使命の達成に努めなければならない。

(議員定数及び議員報酬)

第19条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員定数及び議員報酬の改正にあたっては、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

(最高規範性)

第 20 条 この条例は議会に関する最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(見直し手続)

第 21 条 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかどうかを市民の意見を聴きながら、議会運営委員会で検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に係る条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 6 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 25 日条例第 46 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 72 号) 附則ただし書の政令で定める日から施行する。